

平成 18 年 8 月 18 日

各 位

香 川 県 高 松 市 鍛 冶 屋 町 7 番 地 1 2
穴 吹 興 産 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 穴 吹 忠 嗣
(コード番号 8928 大証第一部)
お 問 い 合 わ せ 先 常 務 取 締 役 富 岡 徹 也
管 理 本 部 長
電 話 番 号 0 8 7 (8 2 2) 3 5 6 7

定款一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 8 月 18 日開催の当社取締役会において、平成 18 年 9 月 27 日開催予定の第 43 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、会社法及び整備法に基づき、当社現行定款について、次のとおり所要の変更を行うものです。
 - ① インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものです。
 - ② 単元未満株式の管理の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設するものです。
 - ③ 株主総会に出席することができる代理人の数を 1 名に制限することを明確化するための規定を新設するものです。
 - ④ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものです。
 - ⑤ 社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものです。
 - ⑥ 「整備法」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされることから、これらに対応するための所要の変更を行なうものです。
 - 1) 当会社に取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め
 - 2) 当社は株券を発行する旨の定め
 - 3) 当社は株主名簿管理人を置く定め
 - ⑦ その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものです。
- (2) 事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものです。
- (3) 公告閲覧の利便性向上を目的として、公告方法を電子公告とし、あわせて不測の事態により電子公告できない場合の措置を規定するものです。
- (4) 将来における事業規模の拡大に備え、発行可能株式数を増加させるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定時株主総会開催日 平成 18 年 9 月 27 日(水)
定款変更の効力発生日 平成 18 年 9 月 27 日(水)

以 上

(別紙)

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 当社は穴吹興産株式会社と称し、英文では、ANABUKI KOSAN INC. と表示する。</p> <p>第2条 (目 的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) 土木建築の請負、設計、施工、監理及びコンサルティング業 (2) 宅地造成及び土地建物の売買ならびに分譲 (3) 宅地もしくは建物の売買、交換、貸借、代理、媒介等、宅地建物取引業の一切の事業 (4) 土地有効利用に関する調査、設計、企画及び立案等のコンサルティング業 (5) 不動産投資顧問業 (6) 投資法人の設立企画人としての業務 (7) 投資法人の資産の運用に係る業務及び投資信託の委託会社としての業務ならびにこれらの資金調達業務 (8) 不動産証券化商品への投資業務 (新設) (9) 建築用材料、インテリア用品、家庭用電気製品等の物品の販売 (10) 貸ビル、ホテル、飲食店及び駐車場等の経営ならびに管理 (11) フィットネスクラブ及びゴルフ場の経営 (12) 貸金業及び融資の斡旋業 (13) 砂利採取業 (14) 損害保険代理業 (15) 生命保険の募集に関する業務 (16) その他前事業に付帯する一切の事業</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は本店を香川県高松市に置き、必要に応じ便宜の地に支店または営業所を設置する。 (新設)</p> <p>第4条 (公告の方法) 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) (現行どおり)</p> <p>第2条 (目 的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) (現行どおり) (9) <u>信託受益権販売業</u> (10) (現行どおり) (11) (現行どおり) (12) (現行どおり) (13) (現行どおり) (14) (現行どおり) (15) (現行どおり) (16) (現行どおり) (17) (現行どおり)</p> <p>第3条 (本店の所在地) (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) <u>当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第5条（発行する株式の総数） 当社の発行する株式総数は <u>36,000,000株</u>とする。 (新設)</p> <p>第6条（取締役会決議による自己株式の買受け） 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けること</u>ができる。</p> <p>第7条（1単元の株式数及び単元未満株券の不発行） 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。 2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない</u>。但し、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない</u>。 (新設)</p> <p>第8条（名義書換代理人） 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く</u>。 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する</u>。 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）ならびに<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない</u>。</p> <p>第9条（株式取扱規程） 当社の<u>株券の種類及び株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する取扱ならびに手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による</u>。</p> <p>第10条（基準日） 当社は毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、<u>その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする</u>。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の<u>発行可能株式総数は 115,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条（株券の発行） <u>当社は、株式にかかる株券を発行する</u>。</p> <p>第8条（自己の株式の取得） 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる</u>。</p> <p>第9条（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。 2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない</u>。但し、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない</u>。</p> <p>第10条（単元未満株式についての権利） <u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない</u>。 <u>(1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第11条（株主名簿管理人） 当社は、<u>株主名簿管理人を置く</u>。 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める</u>。 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない</u>。</p> <p>第12条（株式取扱規程） 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。 (削除)</p>

現行定款	変 更 案
<p>2. <u>本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告をして、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>第 11 条 (株主総会の招集) 当会社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要があるごとに取締役会の決議に基づいて招集する。</u> (新設)</p>	<p>第 13 条 (株主総会の招集) 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要があるごとに取締役会の決議に基づいて招集する。</u></p>
<p>第 12 条 (招集権者及び議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会は、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>第 14 条 (定時株主総会の基準日) <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>第 15 条 (招集権者及び議長) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第 13 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。但し、法令または本定款に別段の定めによるべき場合はこの限りでない。</p> <p>2. <u>商法第 343 条に定める株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>第 16 条 (決議の方法) <u>株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。但し、法令または本定款に別段の定めによるべき場合はこの限りでない。</u></p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>第 14 条 (議決権の代理行使) 株主は、<u>当会社の議決権のある他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>第 17 条 (議決権の代理行使) 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>第 15 条 (議事録) 株主総会における議事の経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。 (新設)</p>	<p>第 18 条 (議事録) <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p>
	<p>第 19 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 16 条 (員 数) 当社の取締役は 12 名以内とする。</p> <p>第 17 条 (選 任) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第 18 条 (任 期) 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>第 19 条 (代表取締役及び役付取締役) <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長及び取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 20 条 (招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 21 条 (招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第 22 条 (決議の方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 23 条 (議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>第 24 条 (相談役及び顧問) 当社は取締役会の決議をもって、学識経験者または当会社に功労のあった者の中より相談役、顧問又は参与各若干名を置くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 20 条 (員 数) (現行どおり)</p> <p>第 21 条 (選任方法) (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第 22 条 (任 期) 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 23 条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会は、<u>その決議によって、取締役の中から取締役会長及び取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第 24 条 (招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第 25 条 (取締役会の招集通知) (現行どおり)</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 26 条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 27 条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>第 28 条 (相談役及び顧問) 当社は取締役会の決議をもって、学識経験者または当会社に功労のあった者の中より相談役、顧問または参与各若干名を置くことができる。</p>

現行定款	変 更 案
<p>第 25 条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第 26 条 (報 酬) 取締役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第 27 条 (取締役の責任免除) 当社は、取締役会の決議をもって、<u>商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</u></p>	<p>第 29 条 (取締役会規程) (現行どおり)</p> <p>第 30 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当<u>会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 31 条 (取締役の責任免除) 当社は、<u>取締役 (取締役であったものを含む。) の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>
(新設)	<p>2. <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p>第 28 条 (員 数) 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>第 29 条 (選 任) 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 30 条 (任 期) 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p>	<p>第 32 条 (員 数) (現行どおり)</p> <p>第 33 条 (選任方法) (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 34 条 (任 期) 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第 31 条 (常勤の監査役) <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第 35 条 (常勤の監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第 32 条 (招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>第 36 条 (監査役会の招集通知) (現行どおり)</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を<u>開催する</u>ことができる。</p>
<p>第 33 条 (決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p>第 37 条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>第 34 条 (議事録) 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</p>	<p>第 38 条 (監査役会の議事録) 監査役会における議事の経過の要領及びその結果なら<u>びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p>

現行定款	変 更 案
<p>第 35 条 (監査役会規程) 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第 36 条 (報 酬) 監査役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第 37 条 (監査役の実任免除) 当社は、取締役会の決議をもって、商法第 280 条第 1 項の規定により監査役の実任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</p>	<p>第 39 条 (監査役会規程) (現行どおり)</p> <p>第 40 条 (報酬等) 監査役の実任、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 41 条 (監査役の実任免除) 当社は、監査役 (監査役であったものを含む。) の会社法第 423 条第 1 項の実任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の実任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
第 6 章 計 算	第 6 章 会 計 監 査 人
	第 42 条 (選任方法) 会計監査人は、株主総会において選任する。
	第 43 条 (任期) 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
	2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
	第 7 章 計 算
	第 44 条 (事業年度) 当社の事業年度は毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。
	第 45 条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
	2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
	第 46 条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。
	第 47 条 (配当の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。
第 38 条 (営業年度) 当社の営業年度は毎年 7 月 1 日より翌年 6 月 30 日に至る期間を一期として決算する。	
第 39 条 (利益配当金) 当社の利益配当金は毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	
(新設)	
第 40 条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に、中間配当を行うことができる。	
第 41 条 (配当金の除斥期間) 当社の利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払の義務を免れる。	